

議案第 60 号

羽曳野市立向野共同浴場条例を廃止する条例の制定について

羽曳野市立向野共同浴場条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

住宅の入浴設備が普及したこと等の社会環境の変化に伴い、羽曳野市立向野共同浴場の利用者数が減少傾向にあることを踏まえ、当該施設を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立向野共同浴場条例を廃止する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立向野共同浴場条例(平成 14 年羽曳野市条例第 13 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。